

京都再エネコンシェルジュ認証制度案 概要

1 目的

幅広い知識を有した「京都再エネコンシェルジュ」(以下、「コンシェルジュ」という。)が、府民の再エネ導入に対し、積極的かつ適切に提案を行い、家庭における再生可能エネルギー等の導入(以下、「再エネ導入」という。)の検討を推進することで、府内の戸建住宅における再生可能エネルギー導入量の拡大(2020年度までに10万戸※に導入)を目指す。

※H27年度末:太陽光 35,000戸、太陽熱 26,000戸(H14年度府内戸建て住宅 641,000戸)

2 制度名称・概要

「京都再エネコンシェルジュ認証制度」

府は、以下の一定の要件を満たした個人に対して、コンシェルジュとして認証するとともに、コンシェルジュの活動を支援することで、コンシェルジュが積極的かつ適切に府民への再エネ導入の提案を行う等で、府民の再エネへの関心を喚起し、府内の戸建住宅における再エネ導入の拡大を目指す制度。

府民にとっては再エネ導入への検討のきっかけができ、コンシェルジュ(特に事業を行うコンシェルジュ)にとっては再エネ商談・工事施工・維持管理のきっかけができ、府にとっては府民の再エネ導入の気運が高めるきっかけができることで、全ての関係者にとってwin-winの関係を構築しながら、再エネ導入量の拡大を目指す。

●対象者・分野

京都府内の住宅への再エネ導入を積極的に推進していただける方
(関係事業者・一般を問わず、個人として誰でも認証取得が可能)

●活動内容・役割

府民の再エネに関する関心を喚起するため、以下の活動を実施

- ◆府民の再エネ導入のきっかけづくり(導入への第一段階)
- ◆府民への適切な再エネ提案(導入への第二段階)

※京都府知事から認証を受けたコンシェルジュに求められる活動内容・役割は、府民の再エネに関する関心を喚起することだが、その後の商談・工事施工・維持管理などを事業者として行うことは妨げない。

●京都府による活動支援・体制整備

府は、コンシェルジュが活動をしやすいよう、以下の活動支援及び体制整備を実施

- ◆コンシェルジュの相談対応(相談体制の整備)
 - ・再エネコンシェルジュネットワークの構築
 - ・再エネコンシェルジュ支援専門家ネットワークの構築
- ◆府民への情報発信
 - ・コンシェルジュに関する情報を京都府再エネポータルサイトで発信

◆コンシェルジュ制度の信頼性確保

- ・府民からコンシェルジュの活動に対する苦情・意見聴取
- ・コンシェルジュに対する指導・改善要請

※府は府民からのコンシェルジュの活動に関する苦情・意見を受け、当該コンシェルジュに対して必要な範囲で指導・改善要請を行うが、商談・工事施工・維持管理等に関する民事的な相談・苦情に対しては、最終的には、双方での民事的対応に委ねる。

3 認証制度の仕組み【新規】

以下のステップで新規（再取得を含む）に認証取得が可能

(1) 府知事が指定する認証研修会を修了

●研修時間数 6時間（1日間 or 2日間で、平日と土曜日で開催）

- 研修項目 ①環境・エネルギーの現状
②太陽光発電システム
③再生可能エネルギー設備（太陽光以外）
④再エネ応用・普及

●研修資料 研修テキストを事務局で作成し、受講者が実費負担（1,500円）で購入

●研修費用 無料

●実施時期 平成28年11月下旬～

(2) 知事が指定する認証試験に合格

●受験要件 (1)認証研修会を修了した者

●試験時間 0.5時間

●試験問題数 選択式20問

●試験科目 (1)認証研修会での研修内容

●試験費用 無料

●実施時期 (1)認証研修会と同時期（研修終了後、同日に受験可能）

(3) 京都府に認証申請

●認証要件 (1)個人の要件

- ・研修会を修了していること
- ・認証試験に合格していること
- ・氏名等の公表に同意していること
- ・再エネの販売等を行う事業者勤務している場合は、コンシェルジュの認証について、当該事業者の同意を得ていること
- ・暴力団員ではないこと
- ・設置に携わった再エネ設備等に対する設置者からの苦情等に契約の見直し等も含め迅速かつ適切に対応すること

・関係法令を遵守すること

・京都府、国及び市町村等が行った指導、助言及び勧告に速やかに是正対応すること

(2)事業者の条件（関係事業者勤務している場合）

・事業者情報の公表に同意していること

・関係法令を遵守すること

・京都府、国及び市町村等が行った指導、助言及び勧告に速やかに是正対応すること

(4) 府が交付する認証書を受領

●メリット ・コンシェルジュ認証書（府知事認証）を交付

・再エネポータルサイト等でのPR

・営業に活用できる総合的データの提供

・啓発資材の提供、販売

・専用キャラクターの利用



4 認証制度の仕組み【更新】

(1) 認証の有効期間

認証の有効期間は、申請のあった翌年度末までとするが、実績報告書を提出することにより、2回まで認証期間の延長が可能

<イメージ>

年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度・・・
認証有効期間	新規認証有効期間		延長	延長	認証更新	延長・・・
手続き	○ 認証取得	○ 1月実績報告書提出 ○ 認証書(延長)送付	○ 1月実績報告書提出 ○ 認証書(延長)送付	○ 有効期間満期のため 更新研修受講・再申請	○ 1月実績報告書提出 ○ 認証書(延長)送付	

- 報告項目
 - ・ 導入件数、導入提案件数、再エネ相談件数
 - ・ 導入された方の意見（感想）
 - ・ 導入検討したが、導入に繋がらなかった理由（導入の課題）
（※府は必要に応じてヒアリングを行うことが可能）

(2) 期間延長後（認証取得3年後）の再認証（更新）

(1)の期間延長後は、府知事が指定する更新研修会を修了することで、再認証が可能

- 更新研修時間数 3時間（講義2時間 + ワークショップ1時間）
- 更新研修項目
 - ・ 各種テーマに係る最新情報（選択性）
 - ・ ワークショップ
- 研修費用 無料
- 実施時期 平成31年度～（年数回程度）

5 本制度の見直し等

本制度については、制度スタート後も定期的に検討委員会を開催し、関係者と実施状況を共有し、必要に応じて制度の改善を行っていく。